

○国立大学法人埼玉大学理学部における早期卒業に関する規程

〔平成20年11月7日
規則第110号〕

改正 平成25. 7. 26 25規則11 平成27. 2. 19 26規則51
平成28. 3. 8 27規則93 令和7. 3. 7 6規則34

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学早期卒業に関する規則第5条に基づき、理学部における早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、3年次第4学期終了時又は4年次第2学期終了時とする。

(早期卒業対象者の基準)

第3条 早期卒業の対象となる者は、各学科の定める要件を満たした者とする。

(早期卒業の申請及び予定者の認定)

第4条 早期卒業を希望する者は、第2条に掲げる早期卒業時期の1年前に早期卒業申請書(別記様式)を所属する学科長を経て理学部長に提出するものとする。

2 早期卒業予定者の認定は、早期卒業希望者の申請に基づき、理学部教授会の審査を経て理学部長が行う。

3 理学部長は、前項の認定を行った際は、学長へ報告する。

附 則

1 この規程は、平成20年11月7日から施行する。

2 平成20年度に早期卒業を希望する者は、第4条第1項の規定にかかわらず、3年次終了時に早期卒業申請書を提出することができるものとする。

附 則 (平成25. 7. 26 25規則11)

この規程は、平成25年7月26日から施行する。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則51)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 8 27規則93)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7. 3. 7 6規則34)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
ただし、編入学及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程施行の際、令和5年3月31日から引き続き在学する者については、な

お従前の例による。

別記様式（早期卒業申請書）

氏名		学科名	学科	学籍番号	
1. 希望卒業時期	3年次第4学期卒業 ・ 4年次第2学期卒業				
2. 修得単位	教養・スキル・ リテラシー科目	専門科目		合 計	
	単位	単位		単位	
3. GPA	2年次第4学期終了時GPA（ ） 3年次第2学期終了時GPA（ ）				
4. 修得予定単位	教養・スキル・ リテラシー科目	専門科目		合 計	
	単位	単位		単位	
5. 早期卒業を希望する理由					
理 学 部 長 殿					
上記の者は，早期卒業に適格であると認めるので申請します。					
学科長承認					
印					